

七宗町男女共同参画基本計画

おもいやりとやすらぎのまち“七宗”の創造

平成26年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって

策定の趣旨	1
計画の性格と位置づけ	1
計画の期間	2
基本理念と基本目標	3

第2章 計画の内容

基本目標と基本的施策	4
基本目標 1 男女共同参画社会形成のための意識づくり	5
基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	7
基本目標 3 家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくり	9

第1章 計画策定にあたって

策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等等の実現に向けた取り組みは「国際婦人年」と定められた昭和50年（1975年）を一つの節目として、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつありますが未だ性別による不平等な慣行、固定的な役割分担など依然と残り、男女共同参画の実現の妨げとなっています。また、少子高齢化、社会経済情勢等が大きく変化する中で、女性がもっと社会参画し、男女が共に力を合わせて、新たな状況へ対応することが求められています。

七宗町ではこうした現状や問題点を踏まえ、あらゆる分野で女性も男性もともに参画し、相互の自立を育み、人権を尊重しあう社会の実現を目指してこの計画を策定するものです。

計画の性格と位置づけ

本計画は、七宗町における男女を取り巻く現状の問題を解決し、「男女共同参画基本法」に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、国や県の考え方を踏まえつつ、七宗町の実情を把握し、家庭・地域・学校・職場など関係機関などの意見を反映しつつ、それぞれの立場で行動するための基本指針とします。

【男女共同参画社会基本法】

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

計画の期間

本計画の期間は平成25年度から平成34年度の10年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

基本理念と基本目標

社会経済環境が急速に変化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められます。

そのため、国では、男女共同参画社会について、次の5つの基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

本計画では、この「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

おもいやりとやすらぎのまち“七宗”の創造

すべての人がおもいやり互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会を目指します。

第2章 計画の内容

基本目標と基本的施策

七宗町男女共同参画基本計画の具体的内容を3つの基本目標ごとに記しました。それを実現するための基本的施策ごとに現状と課題を掲げ、それらを解決・改善するために、どのような具体的な取組を行うのかを記述します。

なお、事業によっては、複数の基本的施策、基本方針にわたるものもあります。

基本目標 1

男女共同参画社会形成のための意識づくり

社会通念や慣習に見られる男女の固定的な性別役割分担を見直し、あらゆる機会において、男女平等意識を育てる啓発に取り組みます。

基本的施策1 男女共同参画への理解の推進

基本的施策2 人権尊重と女性への暴力防止

基本目標 2

あらゆる分野における男女共同参画の促進

すべての男女が平等に個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本的施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画

基本的施策2 男女が共に働きやすい環境の整備

基本的施策3 すべての人の心と体の健康づくり

基本目標 3

家庭生活の充実と地域交流を深めるまちづくり

家庭・地域活動における男女共同参画を推進することで協働によるまちづくりを実現します。

基本的施策1 家庭生活における男女共同参画の推進

基本的施策2 地域活動における男女共同参画の推進

基本的施策3 協働によるまちづくりの推進

基本的施策4 社会的支援に関する環境の整備と充実

基本目標1 男女共同参画社会形成のための意識づくり

基本的施策1 男女共同参画への理解の推進

現状と課題

男女共同参画社会を推進し、その視点を活かしたまちづくりを実現するためには、男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのような具体的な内容をもつものなのかなど、さまざまな方法を使って、最新の情報を、広く共有する必要があります。

男女共同参画社会を実現するため、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識をなくすための働きかけを進めます。

あらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした講座を開催し、知識の伝達や意識の変革を促す機会を提供します。

具体的な取組の方向

①男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

- ・「広報ひちそう」やホームページを中心に男女共同参画の啓発を進めます。
- ・国や県、自治体が発信する情報を収集して地域に提供したり、パンフレットの作成や情報誌の活用により広い分野で啓発します。

②男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・意識向上のために、男女共同参画について考える場や学習する場を提供していきます。
- ・あらゆる世代のライフスタイルに対応できるように学習機会を提供します。
- ・みのかも定住自立圏共生ビジョンで開催される講座や講演会等に参加出来るように広く啓発します。

基本的施策2 人権尊重と女性への暴力防止

現状と課題

女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するためには絶対に克服しなければならない課題です。また、セクシャルハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする人権侵害に対して、対処できる体制の充実が必要です。

具体的な取組の方向

①人権尊重意識の啓発

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、すべての人が正しく理解するために啓

啓活動を行い、人権尊重意識の浸透を図ります。

②女性や子どもに対する暴力の根絶

- 暴力は絶対に許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、積極的に啓活動を行うとともに相談体制の充実を図ります。また、セクシャルハラスメント防止に対しても啓活動をおこない意識の向上に努めます。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

基本的施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画

現状と課題

女性の社会進出は、以前より進んでいますが、まちづくり等の方針決定の過程においてはまだまだ十分な参画がなされていないのが現状です。方針決定の段階でも女性がもっている能力を十分に活用し、バランスのとれた施策が出来るようにあらゆる分野において女性が参画しやすい環境を整備する必要があります。

具体的な取組の方向

①町の管理職などへの女性の登用推進

- 行政においても、管理職の女性登用を積極的に推進していく必要があります。女性職員が能力を十分に発揮できるように研修・講座を通じて人材の育成に努めます。
- 管理職への登用は性別に問われず、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに女性の登用を推進します。

②あらゆる立場の意見を反映させるシステムづくり

- まちづくりを推進するために、あらゆる立場の意見を反映させることができるシステムづくりを推進します。

基本的施策2 男女が共に働きやすい環境の整備

現状と課題

現在の社会で女性は、育児・介護休業法の整備により、育児休暇や介護休暇が取得しやすくなりましたが、依然家事や育児、介護などの負担が女性に偏っていることが否めないことから、働く意欲のある女性の障がいとなっているのが現状です。より豊かな生活を送るために男女が共に仕事・家事・育児・介護の両立を図るように意識改革の啓発を推進します。

具体的な取組の方向

①男性優位の待遇の改善

- 給与や昇進等、男性優位なところもありますが、男女が共にその能力に応じて働きやすい職場環境づくりを目指していくうえで、男性が優遇されている現状の改善が必要です。
- 女性においても、男だから女だからという意識をなくし、能力を積極的に発揮する必要があります。
- 行政が率先して改善していくとともに、商工会や町内事業所への普及、啓

発をしていきます。

②職場における仕事と家庭の両立支援の促進

- ・女性が働き続ける上で、出産、子育て、介護が大きな問題となっています。子育てや介護は女性だけでなく、男性に対しても職場や社会が理解し、女性が働き続けることができることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度の充実を普及・啓発します。

③商工会・地域の事業者との連携と啓発

- ・町内の事業者に対して雇用に関する法令や制度を周知するために商工会への働きかけなどを実施するなど、積極的に情報提供や就業の場での男女共同参画の促進について認識を高める啓発を実施します。

基本的施策3 すべての人の心と体の健康づくり

現状と課題

生涯を通じて、明るく楽しく過ごす上で健康の維持増進を図ることは重要なことです。高齢化が進む中、介護が必要とならないように健康の維持増進を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が求められます。

また、女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

具体的な取組の方向

①母性保護の向上と母子保健の充実

- ・女性の社会進出や核家族化が進む中で、出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることが出来るために、母性保護の向上と母子保健の充実に努めます。
- ・食生活改善推進協議会による親子の食育教室を開催し、食材や栄養バランスについて学ぶとともに、規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるように働きかけます。

②健康づくりの推進

- ・健康の維持増進を図るためには、一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。
- ・健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど様々な形で心身の健康に対する啓発を実施していきます。

③介護支援体制の充実

- ・高齢化が進む中で在宅介護の割合が増加し、女性への負担が大きくなっています。介護が女性に集中しないように、介護保険制度の利用を促進するなど、介護保険の軽減を図ります。

基本目標3 家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくり

基本的施策1 家庭生活における男女共同参画の推進

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに社会参加しやすい環境をつくっていくためにも、家庭において男女共同参画を推進していくことが重要です。特に子どもがいる家庭では、親のありかたは子どもの成長に大きく影響します。子育て家庭の男女共同参画を推進するためには、家庭教育の支援の促進も必要となります。

具体的な取組の方向

①家事、子育てへの男性の参画促進

- ・家庭における性別役割分担意識は、女性の担当が多くなっているように、昔から男女の固定的役割分担や気づかない性別差別をなくすために、一人ひとりの意識改革を進める必要があります。

②子育て家庭への支援

- ・子育てに行き詰まった保護者が、子どもに対して暴力を振るうなど育児拒否に陥るケースがあります。子育て家庭への男女共同参画を推進するためにも子育て家庭への支援を促進します。

基本的施策2 地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

自治会等、地域への参画は女性より男性の方の参加が多いのが現状です。男女問わずいろいろな立場の方が、地域活動まちづくりに関わることができる環境を整えていく必要があります。

具体的な取組の方向

①地域活動の役職などにおける女性登用促進

- ・地域活動は、最も身近な社会参画の場であり、そこで女性も力をつけていくことが社会参画につながります。
- ・地域活動における女性のスキルアップを支援し、自治会などの地域活動に男女がともに参画できる環境をつくりまします。

基本的施策3 協働によるまちづくりの推進

現状と課題

近年、地域の課題が多様化しており、行政サービスだけでは住民のニーズに対

応することが困難なケースが出てきました。

行政だけでなく、住民や地域団体等が協力して取り組む事業や参画する仕組みを推進し、それぞれの立場の特性を活かした取り組みが求められています。

そのためにも、さまざまな事業への住民参画が進むよう意識啓発や行政と住民が協働で事業に参画できる機会を充実させていく必要があります。

具体的な取組の方向

①住民が活躍するまちの推進

- ・住民参画の制度を活用し、男女が共にまちづくりに積極的に参画できるような機会を充実させます。
- ・地域のリーダーを育成するためにも地域の活動が活性化するように支援をおこないます。

②NPO・ボランティア団体との連携強化と活動支援

- ・NPO、ボランティア団体との連携、活動の支援を強化します。
- ・住民一人ひとりの活動と交流が活性化する環境づくりに努めます。
- ・活動に対する地域住民の理解を深め、性別や世代が隔てなく参加できるよう、地域での交流を深めながら活動を促進します。

③防災活動における女性の参画の推進

- ・被災時には、男女の身体的生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮をした活動が必要なため、女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

基本的施策4 社会的支援に関わる環境の整備と充実

現状と課題

障がい者やひとり親世帯、高齢者世帯が増加する中、男女間の差だけでなく、日本で働き生活する外国籍住民であることなど社会の変化を背景に複合的に困難な状況に置かれている人々が、自立して安心して生活できる環境の整備を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立って、お互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。

具体的な取組の方向

①障がい者の生活に対する支援

- ・障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けることのできる環境づくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、障がい者が安心して生活が送れるよう各種支援を行います。

②高齢者の自立した生活に対する支援

- ・ 少子高齢化がますます進むこれからの社会において、高齢者が自立して、安心して暮らせることができる社会づくりが必要です。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護予防や高齢者の生きがいづくりなど、高齢者に対する支援を行います。

③ひとり親世帯の自立した生活に対する支援

- ・ ひとり親世帯では、仕事・家事・育児などをすべて一人で負担しており、精神的、経済的に不安定な状況になる可能性があります。ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を行います。

④外国籍住民の自立した生活に対する支援

- ・ 外国籍住民が、言葉の違いにより暮らしの中で不便さを感じることを少なくするように、外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。